

令和3年11月24日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富永 三千敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和3年第3回魚沼市議会臨時会について
- 2 調査の経過 11月24日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和3年第3回魚沼市議会臨時会の日程について、招集期日は市長提案のとおり11月30日とし、会期は1日間とした。
審議予定の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和3年第3回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」のとおりとした。

令和3年11月24日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富永 三千敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (2) 令和3年第4回魚沼市議会定例会について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) その他

- 2 調査の経過 11月24日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和3年第4回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和3年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和3年第3回魚沼市議会臨時会について

(2) 令和3年第4回魚沼市議会定例会について

(3) 閉会中の所管事務調査について

(4) その他

2 日 時 令和3年11月24日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これから議事に入ります。

(1) 令和3年第1回魚沼市議会臨時会について

富永委員長 日程第1、令和3年第3回魚沼市議会臨時会についてを議題といたします。(1) 招集期日について、執行部から説明を求めます。

内田市長 招集期日につきましては、11月30日をお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明があった招集期日について、11月30日でご異議ございませんか。
(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり11月30日と決定いたしました。

次に、(2)付議事件について、執行部から説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長か

ら説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

桑原総務政策部長　それでは、お手元の付議事件一覧を基に市長の提出事件について、順次ご説明申し上げます。

まず、事件番号1番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、新潟県人事委員会による勧告に準拠して、一般職職員の期末手当の支給月数を年間0.1月分引き下げる内容として改定を行うものであります。

続きまして、事件番号2番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、新潟県におきまして、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正が行われることとしておりますので、これに準じることとして、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間0.05月分引き下げる内容として改定を行うものであります。

続きまして、事件番号3番、魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、事件番号1番の魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正にあわせる内容で会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げる内容として改定を行うものであります。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　今ほど説明のあった市長提出事件について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし)ないようですので、これで質疑を終結いたします。ただいま説明があった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付・提出提出事件について、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　議長の受付・提出事件についてご説明いたします。お手元の配付資料をご覧ください。(資料「令和3年第3回魚沼市議会臨時会付議事件一覧(案)」により説明)

桑原総務政策部長　議長の受付事件に係る報告のうち、市長専決処分を行った事件につきまして、地方自治法第180条第2項に基づく報告としてご説明申し上げます。事件番号2番の専決処分の報告について、専決第19号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更であります。本件は、令和4年3月31日をもって阿賀北広域組合が解散することにより新潟県市町村総合事務組合を脱退すること、また、新潟県市町村総合事務組合が行う共同処理事務に加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合の公平委員会に関する事務を令和4年4月1日から追加すること、これら2つの変更事由に伴う改正であります。なお、専決処分理由は、平成20年10月6日に議決をいただきました地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定第4項に基づくものであります。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　ただいま説明があった件について、質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について質疑はございませんか。

大平委員　確認についてですが、懲戒処分は報告のみですか。質疑はできますか。

佐藤議会事務局長　こちらについては、議長への報告ですので、質疑はありません。

大平委員　そのことについては、後ほど委員会等で質疑できるのでしょうか。

佐藤議会事務局長　先回の全協で若干報告しましたが、今の予定としましては、11月26日にこの事件の調査報告を市長のほうにする予定です。その後、11月30日の臨時会終了後

に全員協議会を開いて、そこで、市長から報告いただいて、その場では質疑を受けたいと思います。

佐藤委員 議長受付事件のところで議会運営委員会報告に、本日分が上がっていますが、報告は臨時会についてのみの報告ということになりますか。

佐藤議会事務局長 このあと定例会の関係についてもやりますが、議会運営委員会の報告については、直近の委員会の報告を行って、それ以外の委員会の報告については定例会に回しておりますので、時間もあまり離れていないので分けさせていただきました。報告書は臨時会分と定例会分で分けて報告させていただきます。

渡辺委員 議案の配布ですが、どのような形でできるのでしょうか。

佐藤議会事務局長 26日に議案を配付する予定です。

富永委員長 ほかに質疑はないでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長受付・提出事件については、受けることに決定いたしました。次に、(3) 付議事件の取扱いについて、ご審議願います。ア、イについて説明を求めます。

佐藤議会事務局長 今ほどの付議事件の取扱いについて説明します。(別紙「令和3年第3回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」の取扱(案)により説明)

富永委員長 説明が終わりました。ただいま説明があった付議事件の取扱いについて、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。付議事件の取扱いについては、議会事務局長の説明のとおり取扱い案でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、(4) 会期について、ご審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 会期につきましては、付議事件を勘案して11月30日の1日間とさせていただきます。

富永委員長 ただいまの説明のとおり、会期は11月30日の1日間とすることでご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は11月30日の1日間とすることに決定いたしました。

(1) 令和3年第4回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和3年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。まず、事件番号1番、令和3年度魚沼市一般会計補正予算第7号についてであります。

当該補正予算の概要であります。主なものといたしましては、職員の人事異動及び、先ほどの臨時会の付議事件としてご説明申し上げました一般職及び特別職等の期末手当の

引下分などを反映した人件費補正のほか、裁判に係る応訴費用の追加、損害賠償請求訴訟の結審に係る弁護士費用負担補助の追加、広神庁舎の利活用に係る工事請負費等の内容変更、路線バス運行のルート変更実証実験に係る財源内訳の変更、ふるさと寄附金見込額の上方修正に伴う必要経費及び基金積立金の追加、都会に住む本市出身の学生に対する生活支援の追加、地域イントラケーブルの国道17号横断敷設工事の施工年次変更、原油価格高騰に対する要援護世帯への灯油購入費支援の追加、特養あぶるま苑空調設備改修実施設計委託の追加、児童手当システム改修業務委託の追加、市立（いちりつ）保育園における緊急補修等の追加、旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事に係る監理業務委託の追加及びこれに係る継続費の補正、子育て世帯に対する臨時特別給付金の追加、3回目接種経費を含む新型コロナワクチン接種費用の変更及びこれに係る債務負担行為の設定、新型コロナ対策に係る特定寄付金の受入による財源内訳の変更、湯之谷保健センターにおける緊急補修等の追加、農業者の農機具購入に対する県単補助及び市単独立上乗せ補助の追加、農地利用担い手集積協力金の追加、魚沼市産木材活用促進事業に係る支出科目の組替、新規広告宣伝活用事業の追加、うおぬま連泊プレミアムキャンペーン事業の追加、市道修繕費の追加、小出市街地都市再生整備策定業務委託の追加、指定管理施設経営継続支援金の追加、空き家対策除雪委託等の追加、防災士研修実施方法見直しによる支出科目の組替、移動系防災無線須原基地局緊急補修の追加、改修計画の見直しによる現小出郷図書館改修工事費等の減額及び緊急補修の追加、旧小出庁舎跡地に予定している仮称生涯学習センター設計・調査・プロポーザル関連経費の追加及びこれに係る債務負担行為の設定並びに設計業務委託等に係る継続費の設定、小出学校給食センター給湯器更新費用追加、そして、令和2年度国県補助金錯誤額返納金の不足分追加など、以上に係る予算の補正を予定しており、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第7号補正予算としてお願いしたいとするものであります。なお、補正額につきましては、歳入歳出それぞれ9億1,540万円の増額補正を現時点では見積っております。なお、今回の補正予算の財源としては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金、同じく新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金、農林水産業費県補助金などの国・県補助金のほか、ふるさと寄附金、市債借入、また、ふるさと結基金と財政調整基金からの繰入を計上することとしております。なお、このあと予定されております国の補正予算の内容によっては、スケジュールの都合上、会期中に追加で補正予算のお願いをすることがあるかも知れませんので、その旨、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

続きまして、事件番号2番、令和3年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、前年度繰越金の確定に伴う基金繰入金の減額並びに、前年度保険給付費負担金及び新型コロナウイルス感染症対応分臨時特例補助金の精算に伴う返還金の追加分を第1号補正予算として歳入歳出それぞれ5,260万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号3番、令和3年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、給付費の組替えによる財源充当額の変更、並びに居宅介護サービス給付、地域密着型介護サービス給付、地域密着型介護予防サービス給付、高額介護サービス給付及び特定入居者介護サービスの各事業間における過不足見込額の組替えを、補正の増減額はあ

りませんが第2号補正予算としてお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号4番、令和3年度魚沼市ガス事業会計補正予算第1号につきましては、収益的支出におきまして、職員の人事異動及び、臨時会の付議事件としてご説明申し上げました職員の期末手当の引下げ分などを反映した人件費分について、第1号補正予算として60万円の減額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号5番、令和3年度魚沼市水道事業会計補正予算第1号につきましては、こちらも職員の人事異動及び、職員の期末手当の引下げ分などを反映した人件費分について、収益的支出におきまして560万円の減額補正を、資本的支出におきまして110万円の減額補正を、それぞれ第1号補正予算としてお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号6番、令和3年度魚沼市下水道事業会計補正予算第1号」につきましては、収益的支出におきまして職員の人事異動及び、職員の期末手当の引下分などを反映した人件費分について40万円の減額補正を、資本的支出におきまして職員の人事異動に伴う人件費分10万円の増額補正を、それぞれ第1号補正予算としてお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号7番、押印省略の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案につきましては、行政手続に係る市民負担の軽減及び行政手続のデジタル化に向けた環境整備の一環として、書類への押印を廃止する条例2本の一部改正をまとめて実施することとして所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号8番、魚沼市自転車駐車場条例の一部改正についてであります。本案につきましては、市内の鉄道駅舎付近に設置され、市が実際に管理している9箇所の自転車置き場を公の施設として位置付けるとともに、長期に放置された自転車に対する処分措置などの取扱規定を追加することとして所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号9番、魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてであります。本案は健康保険法施行令などの改正に伴い、出産育児一時金の取扱規定等に係る所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号10番、魚沼市工場等誘致条例の一部改正についてであります。本案は、いわゆる新過疎法の制定移行に伴い、固定資産税の課税免除に係る普通交付税の減収補填基準との整合を図ること、及び地域未来投資促進法の改正に伴う条ずれに対応するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号11番、魚沼市都市公園条例の一部改正につきましては、月岡公園のゴルフ練習場等の使用料の見直しを行うこととして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号12番、魚沼市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、魚沼市過疎地域持続的発展計画を策定するにあたり、いわゆる新過疎法第8条第1項の規定により議会議決を求めるものであります。

続きまして、事件番号13番から事件番号18番までにつきましては、指定管理者制度を導入する公の施設において、その管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会議決を求めるものであります。

事件番号13番については、令和4年4月1日から5年間、折立ふれあいの郷の指定管理者をおりたて振興組合に、事件番号14番については、令和4年4月1日から5年間、広神野球場及び下条テニスコートの指定管理者を奥只見道光高原リゾート株式会社に、事件番

号 15 番及び事件番号 16 番については、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間、魚沼市国民健康保険入広瀬診療所及び同守門診療所の指定管理者を一般財団法人魚沼市医療公社に、事件番号 17 番については、令和 4 年 4 月 1 日から 5 年間、魚沼市高齢者生活支援ハウスの指定管理者を社会福祉法人魚沼福祉会に、事件番号 18 番については、令和 4 年 4 月 1 日から 5 年間、守門特産品販売所の指定管理者を須原コミュニティ協議会に、それぞれ指定するにあたって、議決をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号 19 番、字の変更についてであります。本案につきましては、上原地区で実施している県営土地改良事業における土地の換地処分を行うにあたり、同地内の一部において字を変更するものであります。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

大平委員 補正予算の第 7 号ですが、非常に数が多いので補足でどういうものが補正で上がっているのか、内訳みたいなものは出せないのでしょうか。

富永委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：34）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：37）

富永委員長 休憩を解き会議を再開します。先ほどの質疑については、3 日前の議案配付でご確認いただくこととさせていただきます。ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けるとにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長 （資料「令和 3 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

富永委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありますか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明があった議長提出・受付事件については、これを受けるとにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって議長提出・受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 （資料「令和 3 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱（案）」について説明）

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。事務局長の説明のとおり取扱いとすることで、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

富永委員長 この後の日程は、主に議会内部の調整等になります。ここで、執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

それでは、執行部で協議、報告事項等はありませんか。

内田市長 ありません。

富永委員長 委員の皆さんから執行部に対し協議事項等はありませんか。(なし) ないようですので、これで執行部からは退席いただきます。

ここでしばらくの間、休憩とします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

富永委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(4) その他

富永委員長 日程第4、その他を議題とします。私から1点ですが、先般の全員協議会時に魚沼市議会基本条例の一覧を議運の皆様へ配付させていただきました。各自で見直しを行い、12月16日までに事務局に提出していただくことに異議ありませんか。(異議なし) では、そのようお願いします。ほかに皆さん方から協議事項はございませんか。(なし) ないようですので、その他を終結します。本日の会議録につきましては委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (10:46)